

単位老人クラブ会長 各位

宍粟市長 福元晶三

老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金に係る令和5年度実績報告書
及び令和6年度交付申請書等の提出について（ご依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、高齢者福祉行政に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、別添のとおりご案内いたしますので、必要事項
を記入のうえ、期日までにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、本書類は令和5年度の会長様にお送りしております。令和6年度に会長様が
交代される場合は本書類の引継ぎもしていただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類及び提出期限

●令和5年度 補助金実績報告書類（ピンク色の表紙）

※令和5年度の会長様の氏名でご作成ください【押印は不要です】

- 補助事業等実績報告書（p.1）
- 令和5年度単位老人クラブ事業実績調書（p.2～3）
- 令和5年度単位老人クラブ収支決算書（p.4）

実績報告書（ピンク色表紙）の提出期限：令和6年4月5日（金）

●令和6年度 補助金交付申請書類（黄色の表紙）

※令和6年度の会長様の氏名でご作成ください【押印は不要です】

- 補助事業等交付申請書（p.1）
- 役員等名簿（p.2）
- 令和6年度単位老人クラブ実態調査票（p.3）
- 令和6年度単位老人クラブ事業実施計画書（p.4～5-1、5-2）

※令和5年度のクラブの年会費収入がわかる書類を添付（独自様式で可）

- 令和6年度単位老人クラブ収支予算書（p.6）
- 補助金等請求書

※補助金の振込口座の名義と番号がわかる部分の通帳のコピーを添付

交付申請書（黄色表紙）の提出期限：令和6年5月7日（火）

【提出先は裏面に記載しています】

2 提出先及び問合せ先 ※各地区の窓口にお願いします（平日8:30～17:15）

山崎地区・・・高年福祉課 介護福祉係

〒671-2573 山崎町今宿 5-15（宍粟市役所北庁舎 1階）

TEL：63-3160 FAX：63-3175

一宮地区・・・一宮保健福祉課 保健福祉係

〒671-4292 一宮町安積 1347-3（一宮市民協働センターいちのびあ）

TEL：72-2100 FAX：72-2110

波賀地区・・・波賀保健福祉課 保健福祉係

3月31日まで：〒671-4241 波賀町安賀 232-1（メイプル福祉センター）

4月1日から：〒671-4221 波賀町上野 257（波賀市民協働センターはがてらす）

TEL：75-8800 FAX：75-2415

千種地区・・・千種保健福祉課 保健福祉係

〒671-3223 千種町室 1060-1（保健福祉センターエーガイヤちくさ）

TEL：76-8600 FAX：76-8110

3 老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金について

(1) 補助事業の内容及び補助金額

① 助成事業 @3,500×12月（活動月数）＝42,000円（満額）

② 活動強化推進事業

@3,500×12月（活動月数）＝42,000円（満額）

@500×12月（活動月数）＝6,000円（満額）

補助金額合計 90,000円（満額）

(2) 補助対象経費

活動の実施に必要な賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費で市長が必要と認めた経費

※ただし、「単なる娯楽事業」、「団体加入以外の保険料」、「個人の利益となるような物品等に係る経費」は補助対象経費とする事業及び経費から除きます。

4 その他

(1) 各様式は宍粟市のホームページに掲載する予定です。

(2) 市役所のコピー機を私用目的（クラブ保管用としてコピーする場合も含む）で使用するには、1面につき55円の手数料をいただくこととなりますので、来庁される前にコピーをしていただく等のご協力をお願いします。

(3) 令和6年度については、令和5年度からの補助金基準額及び補助メニューの変更はありません。